

## 前回ご指摘のあった事項

# 総会の議決事項

## 総会の議決事項の見直しについて

### ご議論を踏まえての検討

○ 生協法に定める総会の議決事項は、総会のどのような位置づけを表しているのか。

#### 【絶対的議決事項】

- ・ 定款の変更
- ・ 規約の設定、変更及び廃止
- ・ 借入金額の最高限度 等

#### 【相対的議決事項】

- ・ その他定款で定める事項

#### 【その他】

・ 各協同組合は、各根拠法又は定款に別段の定めがなくとも、総会は法令・定款又は規約に反しない限り、組合に関する一切の事項につき議決することができる。と解されている。（上柳克郎「協同組合法」104頁）

○ 実際上の観点からは、総会の議決事項をどのように考えるか。

例えば、借入金の最高限度額は、主として事業実施上の問題であり、総会が生協における最高機関であるとしても、必ず総会で議決しなければならないとするのは、実際上困難を伴うのではないか。

また、共済事業規約の設定等のうち軽微な事項（共済事業の実施方法に関する技術的な事項含む）についても、必ずしも総会で議決しなくてもいいのではないか。

### 対応案

○ 生協の総会は、総会が組合員で構成する生協の最高機関であることから、法律に定める絶対的議決事項や、各生協が定款で定める任意的議決事項のほか、法令、定款等に反しない限り、組合に関する一切の事項につき議決できると、現行法上も解されている。

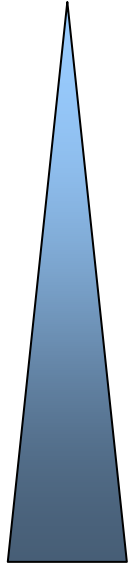
○ その基本的な考え方を踏まえた上で、実際の組織運営の観点から、他法の規定等も参考に、借入金の最高限度額については総会の議決を不要とするなど議決事項についての必要な見直しを行うこととしてはどうか。

区域に関する規制  
(県域規制)

## 生協の行う事業の実施区域の範囲について

○ 生協の行う事業ごとの適正な事業実施区域の範囲については、一般的に、大数の法則が働くことが望ましい共済事業は広く、住民に身近な地域でサービスを提供するという基本的な考え方に基づき市町村単位で運営されている利用事業(医療・福祉)は狭いと考えられる。

狭



広

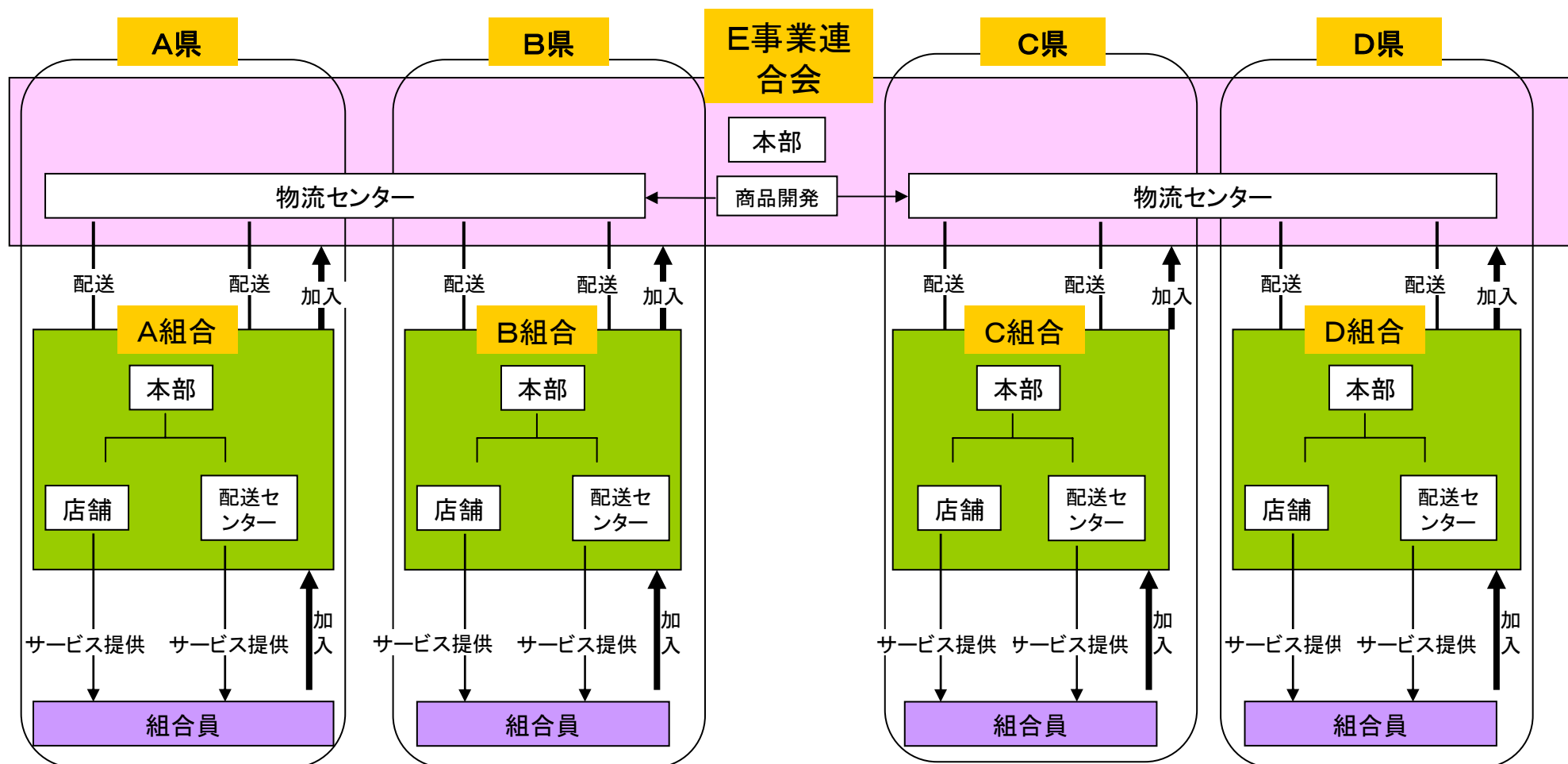
生協事業	事業実施区域の留意点
利用事業 (福祉等)	ローカルなコミュニティがベースとなつての地域の中での助け合いの側面が強い
購買事業	商圈と物流圏が存在  ※ 商圈: 小売店舗あるいは商店街、ショッピングセンターなど商業集積の顧客吸引力が及ぶ範囲
共済事業	大数の法則が働く方が望ましい



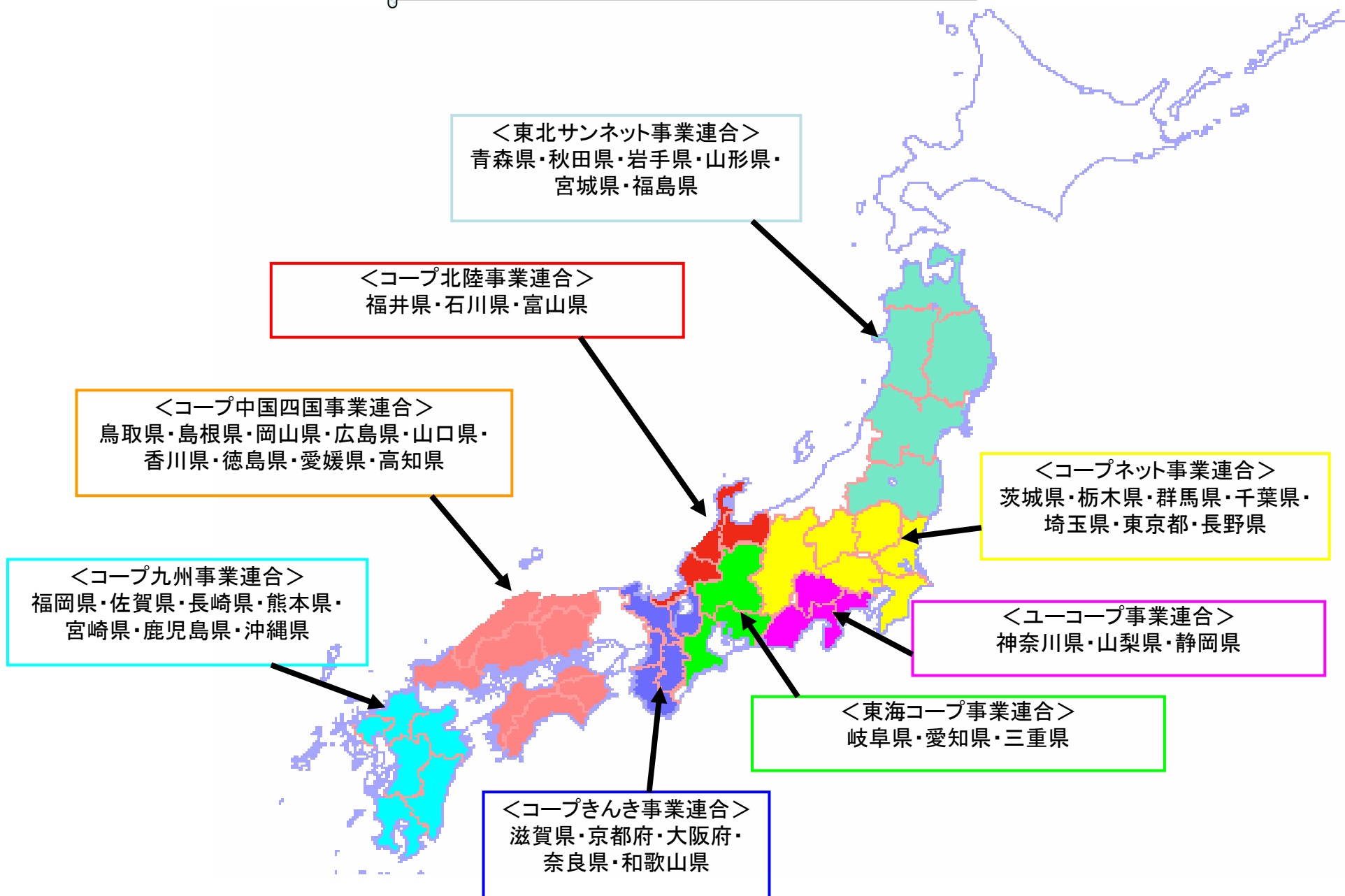
生協は、事業の種類から見た適正規模の観点をも踏まえ、連合会制度を活用した形で、事業を実施している。

## 購買事業と連合会制度(物流の最適化)

- 各消費生活協同組合は、消費生活協同組合連合会として、おおむねブロック圏ごとに事業連合会を設立。事業連合会は、商品の開発、統一商品の組合員別仕分け、会員生協のセンターまでの配送等のサービスを実施し、物流の最適化に努めている。
- 店舗や配送センターから組合員への物品提供は、各単位生協が実施。

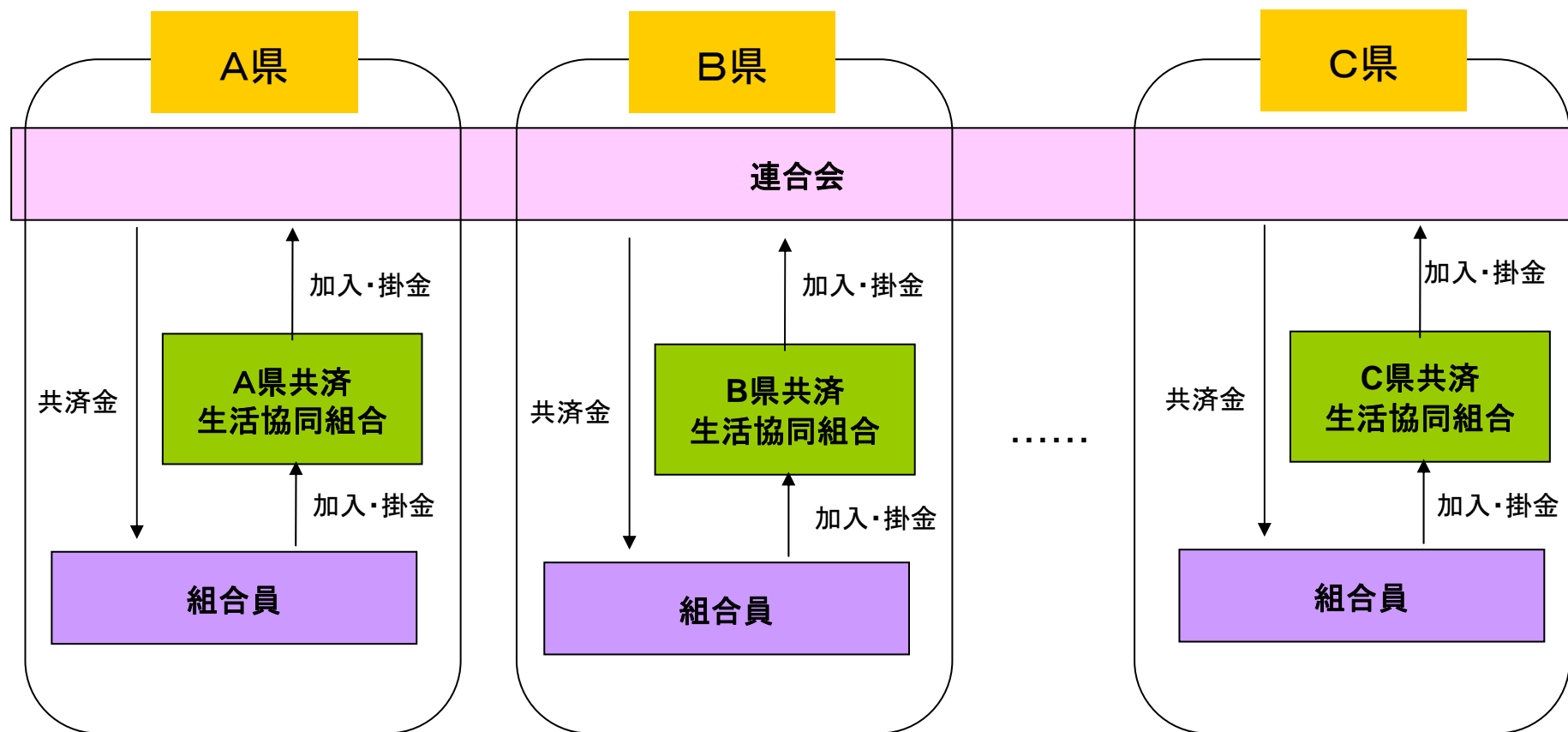


## 事業連合の例



## 共済事業と連合会制度

○ 地域生協のうち共済事業を行っているもの(地域共済生協)は、元受共済事業を行う消費生活協同組合連合会の会員となって大数の法則を働かせることが可能。





## 県域規制の見直しについて

県域規制の緩和の必要性(ヒアリング意見より)

事業の効率化

県境問題の解消

ご議論等を踏まえての検討

### ○ 事業の効率化(適正規模による事業実施)について

#### 【共済事業】

○ 共済事業については、連合会制度を利用して大数の法則が実現できることとなっている。

#### 【購買事業】

○ 購買事業については、事業連合会により、物流の効率化が実現できることとなっている。

### ○ 県境問題について

- 現行の県域規制の下、各地域購買生協は、接続都府県との間の県境において、それぞれ、県境を越えた店舗の利用ニーズ等の県境問題を抱えている。
- 県境問題の解決は、組合員ニーズを踏まえた事業実施のために必要な喫緊の課題

○ 各県の地域購買生協が、接続都府県まで、都府県の区域を越えて区域を設定することができることにより、購買事業に係る県境問題を解決することが可能となる

対応案

○ 購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとしてはどうか。